

平成25年行政事業レビューシート

(総務省)

<b>事業名</b>	緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化に必要な経費		<b>担当部局庁</b>	消防庁		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成16年度～		<b>担当課室</b>	広域応援室 消防・救急課 ほか		室長 杉田 憲英 課長 稲岡 伸哉 ほか	
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	Ⅶ-4 消防防災体制の充実強化			
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	消防組織法第44条第5項、第49条第1・2項、第50条 緊急消防援助隊に関する政令第5・6条		<b>関係する計画、通知等</b>	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画			
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	大規模災害や特殊災害において、消防庁長官の指示等に基づき出動する緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制を確保するため、消防組織法第49・50条及び国の策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、国庫補助・無償使用制度により必要な車両・資機材等の整備促進を行うとともに、大規模災害に対処するため消防組織法第44条第5項の規定に基づき消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用を国が負担する。						
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	東日本大震災における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフの巨大地震や首都直下地震等の大規模災害や特殊災害に備えるため、被災地に確実かつ迅速に部隊を投入できるように、以下の①～③の事業により緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制の強化を図る。 ① 消防組織法第49条第2項に基づき、緊急消防援助隊設備整備費補助金(国庫補助1/2)により車両・資機材を整備促進 ② 消防組織法第50条に基づき、無償使用制度(国費10/10)により車両・資機材等を整備 ③ 消防組織法第49条第1項に基づき、消防長官の指示(消防組織法第44条第5項)により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用(国費10/10)を国費負担						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	4,761	7,510	4,831	5,203	5,599
		補正予算	0	14,097	1,274	—	
		繰越し等	228	-10,210	7,436	4,928	
	計	4,989	11,397	13,541	10,131		
	執行額	4,249	7,984	11,993			
執行率(%)	85.2%	70.1%	88.6%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	緊急消防援助隊の登録隊数		隊	4,264	4,354	4,429	おおむね4,500隊
	達成度		%	94.8%	96.8%	98.4%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	国の支援措置(国庫補助金及び無償使用)による車両等の整備数		台、機、艇	293	243	426	321
<b>単当たりコスト</b>	-		算出根拠	算出困難 ※緊急消防援助隊は、大規模・特殊災害発生時には消防庁長官の出動指示等により各都道府県単位で部隊を構成して出動する部隊であるが、平常時は自らの管轄における消防業務を担当する市町村消防の部隊であるため、定量的に単当たりのコストを算出することは困難。			
<b>平成25・26年度予算内訳</b>	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	緊急消防援助隊施設整備補助金	4,496	4,497	「新しい日本のための優先課題推進枠」447			
	消防防災等業務庁費	697	1,092				
	緊急消防援助隊活動費負担金	10	10				
	計	5,203	5,599				

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、緊急消防援助隊が大規模災害や特殊災害において消防庁長官の指示等(消防組織法第44条)に基づき出動することから、国の責務として、緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制の強化を図るために国費を投入する必要がある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	国庫補助(消防組織法第49条第2項)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適正に支出。無償使用制度(消防組織法第50条)については、適正な競争入札等により調達を実施。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-				
事業性の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	本事業により、必要な車両・資機材等の整備が促進され、緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制の強化が図られた。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名	
点検結果	<p>○緊急消防援助隊の車両資機材等の整備に係る経費については、消防組織法第49条第2項に基づき国がその経費の一部を補助することとされており、また大規模・特殊災害時に緊急消防援助隊の活動に必要な車両資機材等については、消防組織法第50条に基づき無償で使用させることができることとなっている。これらの事業は「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備を進めており、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に対して、大規模津波災害やエネルギー・産業基盤災害を含む多様な災害への対応として、緊急消防援助隊の充実及び即応体制の更なる構築が必要であることから、平成26年度においても概算要求を行う。</p> <p>○消防庁長官の指示(消防組織法第44条第5項)を受けて出動した緊急消防援助隊が活動に要した費用の負担は国が行うべき(消防組織法第49条第1項)ものであることから、平成26年度においても概算要求を行う。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所要額を計上。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	事業の効率的な予算執行に努め、引き続き所要額を計上。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0176-1,0179,0180	平成23年	0170,0173,0174	平成24年	0172,0173,0181,0183

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

消防庁  
金額 11,993百万円

緊急消防援助隊の充実強化に係る資機材、車両調達及び緊急消防援助隊設備整備費補助金等

A【一般競争入札】

民間業者 14団体  
金額 7,979百万円

物品の製造・納入等

B【公募】

民間業者 1団体  
金額 279百万円

航空機用動態管理システムの設置及び改修

C【緊急消防援助隊設備整備費補助金】

金額 3,730 百万円

緊急消防援助隊設備整備費補助金

D【緊急消防援助隊活動費負担金】

金額 5百万円

緊急消防援助隊活動費負担金

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



支出先上位10者リスト

A

	支出先	業務概要	支出額	入札者数	落札率
1	(株)トノックス	支援車I型 17台	1,026	4	69.9%
2	日本電気(株)官公庁口	無線中継車用衛星地球局ほか2点 11式	794	1	100.0%
3	日本電気(株)官公庁口	無線中継車 11式	772	3	91.7%
4	帝国繊維(株)	緊急消防援助隊資機材 500組	619	7	44.3%
5	日本無線(株)	可搬型衛星地球局 20式	583	1	100.0%
6	第一実業(株)	都道府県指揮隊車 45台	553	6	83.2%
7	第一実業(株)	資機材搬送車 46台	406	4	77.6%
8	トーハツ(株)	人員輸送車 47台	396	3	92.5%
9	帝国繊維(株)	大規模震災用高度救助車 1号車3台 2号車3台	394	6	74.8%
10	帝国繊維(株)	重機搬送車 機体質量3t級搬送車9式 機体質量5t級搬送車10式	370	4	75.7%

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ナビコムアビエーション(株)	航空機用動態管理システムの設置及び改修	279	-	-
2					
3					
4					
5					

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	救助消防ヘリコプター	240	-	-
2	島根県	救助消防ヘリコプター	240	-	-
3	広島県	救助消防ヘリコプター	240	-	-
4	島根県	ヘリコプターテレビ電送システム(地上設備)	75	-	-
5	広島県	ヘリコプターテレビ電送システム(地上設備)	75	-	-
6	いわき市	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車(38m級)	63	-	-
7	横浜市	救助消防ヘリコプターテレビ電送システム(地上設備)	62	-	-
8	島根県	ヘリコプター高度化資機材(ヘリコプター位置情報システム・赤外線カメラ)	53	-	-
9	広島県	ヘリコプター高度化資機材(ヘリコプター位置情報システム・赤外線カメラ)	53	-	-
10	薩摩川内市	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車(30m級)	50	-	-

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	札幌市	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	1.6	-	-
2	岐阜県	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	1.1	-	-
3	福井県	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	0.9	-	-
4	薩摩川内市	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	0.3	-	-
5	広島市	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	0.2	-	-
6	日光市	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	0.2	-	-
7	徳島県	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	0.2	-	-
8	那覇市	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	0.1	-	-
9	胆振東部消防組合	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	0.1	-	-
10	南十勝消防事務組合	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	0.1	-	-